

原 告 三木一彦ほか23名
被 告 東海旅客鉄道(株)

2022年3月22日

東京地方裁判所民事第12部甲合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 梶山正三

弁護士 橋渡俊一

原告ら第3準備書面

被告準備書面(1)に対する反論

第1 差止め請求の要件 (7頁)

1 被告は、「民事上の差止請求は、一般に、①ある者の権利が存在し、それが現に侵害され、又は将来侵害される具体的危険性があること((将来の)権利侵害)、②①の権利侵害が違法であること(違法性)、③①の権利侵害による実質的被害が生ずる高度の蓋然性があること(権利侵害と実質的被害との因果関係)が要件とされる。また、一定の要件を備えた場合には、土地所有権等に基づく妨害排除請求としての差止請求が認められる。そして、これらの各要件については、一般的な民事訴訟上の主張立証責任の分配として、原告らが主張立証責任を負う。」と主張する(7頁)。

2 しかしながら、

(1) ①の「権利侵害」の要件は、必ずしも権利侵害には至らなくとも、法益侵害の場合でも差止め請求は認められるとするのが判例である。最高裁平成18年3月30日国立景観訴訟判決は、「民法上の不法行為は、私法上の権利が侵害された場合だけではなく、法律上保護される利益が侵害された場合にも成立し得るものである。」、「大学通り周辺の景観は、良好な風

景として、人々の歴史的又は文化的環境を作り、豊かな生活環境を構成するものであって、少なくともこの景観に近接する地域内の居住者は、上記景観の恵沢を日常的に享受しており、上記景観について景観利益を有するものというべきである。」とする。東京地方裁判所平成14年12月8日判決は、実際に、原告らの差止請求を認容している。権利侵害には至らなくとも、法益侵害の場合でも差止め請求は認められるのである。

(2) 次に、②の「違法性」については、差止め請求の要件（請求原因）ではなく、違法性阻却事由であって、被告側の抗弁事由と捉えられている（加藤一郎、大塚直ら）。とりわけ、本件では、土地所有者でもない被告が、原告らの所有権（財産権）の対象となる土地の一部を掘削し、使用しようというのであるから、被告の行為が違法であることを原告らにおいて主張、立証責任を負うすることは、あまりに不合理であって、あり得ないというべきである。人の土地を無断で使用しようとする被告において、被告の行為が違法性を阻却することの主張立証責任があるというべきである。

(3) さらに、③の「権利侵害による実質的被害が生ずる高度の蓋然性」については、大塚教授は、「この要件については、公害・生活妨害においては、実質的被害の発生に対する高度の蓋然性が要求されることが多いが、原発のように、危険性は低いが、一度事故が発生すると甚大な被害が発生するケースでは、「社会観念上無視しえない程度を超える危険性」が必要であると解されてきた（略）。この要件は重要であるが、裁判例上、一定の場合には、因果関係についての証明の負担の緩和が図られているものが少なくない。i 施設の稼働の結果生ずる環境を通じた影響についての科学的知見が不明確であること、ii 当該影響がいったん発生すると不可逆又は深刻な損害を発生する可能性があること、iii 上記の科学的知見についての証拠が被告に偏在していること、iv 施設が稼働前であることの4つの特徴（ivは必須の要素ではない）をもつ訴訟が近時増加しているが、このような民事差止訴訟（「予防的科学訴訟」と名づけることができよう）においては、因果関係についての証明の負担の緩和等が図られている裁判例がみ

られる（略）。」としている。

ところで、本件は、大塚教授が指摘する上記 i ~ iv の要件が、全て充たされている事案である。蓋然性、因果関係について、被告は、「一般的な民事訴訟上の主張立証責任の分配として、原告らが主張立証責任を負う。」と主張するが、本件は、上記 i ~ iv の要件が、全て充たされている事案であることに鑑みれば、被告こそが、被告の事業、行為が、原告らの権利を侵害するものでないこと、実質的被害を生じさせるものでないにつき、主張立証責任を負うというべきである。

とりわけ、本件は、後述のとおり、国土交通大臣が「大深度地下法に基づく使用認可制度は、大深度地下における工事について、地上に影響を与えないということを前提としたものではございません。」と国会で答弁する「大深度法」に基づく工事である。

そうすると、事業者である被告において、上記③の「権利侵害による実質的被害が生ずる高度の蓋然性」が存在しないことにつき主張・立証責任を負い、被告の側において、本件大深度地下工事、事業が、地上に影響を与えず、原告らに実質的被害を生じさせないことを証明しない限りは、「権利侵害による実質的被害が生ずる高度の蓋然性」が存在すると認められるべきなのである。

3 立証責任の分配等に関する判例の動向

被告は、差止め請求の各要件については、一般的な民事訴訟上の主張立証責任の分配として、原告らが主張立証責任を負うと主張する（7頁）。しかしながら、判例を見る限り、裁判所は、必ずしもそのような立場は採っていない。証明責任の公平な分担、負担の見地から、実質的に事業者、行政庁側に主張立証責任を負わせる姿勢を示している。

以下、順次、見て行くこととする。

（1）最高裁平成4年10月29日伊方原発訴訟判決

「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解

されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」とする。

本件も、リニア工事に関する資料は、すべて被告の側が保持している。

(2) 仙台地裁平成4年2月28日丸森町決定（東京高裁昭和62年7月15日横田基地判決、最高裁昭和61年6月11日北方ジャーナル事件大法廷判決等をふまえての決定）

「債権者らは、本件差止請求権の根拠として、次に、人格権を主張する。もつとも、その実定法上の根拠については特段の主張はなく、債務者は、生活環境権と同様に実定法上の権利として認められないと主張している。

そこで、この点について判断するに、人格権は、民法の規定を実定法上の根拠として、具体的権利として認められるものというべきである。すなわち、民法709条は、すべての権利が侵害から保護されることを規定し、同710条は、右709条で保護される権利には、財産権のみならず、身体・自由・名誉が含まれることを規定している。これらの規定は、すべての人が、人格を有し、これに基づいて、生存し生活をしてゆく上で様々な人格的利益を有することを前提に、民法が単に財産権だけではなく、そのような様々な人格的利益をも保護しようとしていることを宣言している趣旨と理解される。したがって、そのような「人格に基づく、生存し生活をしてゆく上で様々な人格的利益」の帰属を内容とする権利を包括的に「人格権」と呼ぶならば、人格権は民法の右条項を実定法上の根拠として具体的権利として認められるものと言うべきである。

そして、このような意味での人格権の意味を踏まえるならば、人格は人の生活の全ての面で法律上の保護を受けるべきであるから、民法710条に明示されている人格権としての身体権・自由権・名誉権は人格権の内容の例示と理解するのが相当であって、それぞれの生活の場面に応じてそれ

に相応する権利（例えば、精神的苦痛や睡眠妨害を味わわない平穏生活権等）が、右民法の規定を実定法上の根拠として、人格権の一種として認められるものと解される（東京高等裁判所昭和62年7月15日判決、判例タイムズ641号232頁以下参照）。

また、このような人格権の重要性に鑑みれば、人格権を侵害された者が、民法709条、710条、722条により損害賠償請求をなすことができるのはもとより、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることがきるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁以下参照）。

これを本件との関係で見れば、まず、人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命或いは身体の完全を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される。また、洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水に当るべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適當としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけではなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適當とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される。

そこで、本件において、そのような高度の蓋然性が認められるかどうかについて検討する。

前記認定事実によれば、本件では、①別紙第1記載の債権者らは、本件処分場が設置される以前から本件土地の周辺に居住し、本件土地に降った

雨水を含む井戸水・沢水を飲用水・生活用水として利用してきており、将来も他に飲用水・生活用水の入手方法がないところ、本件処分場は、水の浸透性の高い地質の山の頂付近に設置されており、埋立処分された廃棄物の間を通過した雨水を、そのまま地下に浸透させる方式であるから、結局、右債権者らは、本件処分場の操業が開始されると、本件処分場に埋立処分された産業廃棄物の間を通過した雨水を含む水を飲用・生活用水として利用せざるを得なくなること、②これまで他の安定型処分場では、法令上健康を損なう物質とされている物質を含んだり、各種指標から見て極めて汚れ、中には異常な臭気を伴ったりもしている水が排出された例が複数あり、このような事態の発生を完全に防止することの困難さが指摘されていること、③本件処分場の産業廃棄物の間を通過した地下浸透水に同様の事態が生じれば、希釈・ろ過されることを考慮しても、右の他の安定型処分場での排水の実情から見て、別紙第1記載の債権者らの使用する井戸水・沢水が、健康を損なう物質を含む或いは汚れ・臭気を伴う等の理由で飲用・生活用水に供することができないか、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用水に供するのが不適当な状態になる蓋然性があり、一旦汚染されれば、その汚染を除去するのが困難であること、④債務者がこれまでに呈示した本件処分場からの侵出液汚染防止方策は、どれも決め手を欠く内容のものであることが認められる。

思うに、本件のように、一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それがない場合には、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。

そこで、本件において、右①ないし④の事情が認められることにより、別紙第1記載の債権者らについて、侵害発生の高度の蓋然性につき一応の立証があったと言い得るかという点については、本件が最終的な権利関係の確定は本案にまたざるを得ない仮処分申請事件であり、立証の程度が証明ではなく疎明で足りることを考慮すれば、これを肯定すべきである。そ

して、本件では、債務者が、それにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを疎明していないので、結局、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱い、別紙第1記載の債権者らについては、その余の被保全権利の存否に関する法的検討をするまでもなく、人格権に基づく差止請求権について被保全権利の存在が疎明されたものと認めるのが相当である。」と。

(3) 千葉地裁平成19年1月31日判決

ア「本件において、原告らは、生命及び身体が害され、また、財産的損害を被ることを理由として、産業廃棄物最終処分場の建設、使用及び操業を予定している被告に対し、これらの差止めを求めているが、このような差止めが認められるためには、ア 有害物質が本件処分場に搬入され、イ 搬入された有害物質が本件処分場外に流出し、ウ 流出した有害物質が原告らのもとに到達し、エ 原告らの利益が侵害されるとの各事実が存することが前提となる。

これらの事実の存否について立証責任の分配をどう考えるべきか検討すると、本件のように一般の住民である原告らが、産業廃棄物最終処分場の建設等を計画している者を相手として、上記処分場の操業に関して生じる健康被害等を理由に差止めを求める事案においては、被告は処分場を操業する者として専門的な対策を講じるべき立場にあり、廃掃法が共同命令の遵守の有無を1つの基準として設置の許否を決すべきものとしていること、共同命令は、科学的知見及び技術水準を踏まえつつ、最終処分場に対する国民の不安感を払拭することをも考慮した上で、最終処分場の安全性を確保するために策定されたものであること、事業者は環境保全義務を負っている（環境基本法8条参照）こと等にかんがみれば、証明の公平な分担の見地から、上記イの事実については事業者である被告が立証責任を負う、すなわち、搬入された有害物質が本件処分場外に流出しないことを立証するべきである。他方、上記ア、ウ及びエの事実については、被告の方が原告らよりも証拠に近い位置にある、すなわちそれらに関する情報や資料が被告に集中しているわけではなく、また、被告が事業を行うに当たり当然に上記の情報等を保有すべき立場にあるわけでもないから、立証責任

の一般原則により差止めを求める原告らが、有害物質が本件処分場に搬入されること、本件処分場から流出した有害物質が原告らのもとに到達し、原告らの利益が侵害されることを立証するべきである。

イ（1）ア 証拠によれば、Aグループの原告らのうち（略）の原告らは、a地区に居住し、かつ、地下水を飲用していることが認められる（略）。

上記地下水脈を井戸水源としている原告らについては、本件処分場から有害物質が漏出した場合、飲用した地下水が汚染されることが認められるから、このような有害物質に汚染された地下水を飲用した場合にその生命又は身体に重大な影響を及ぼすことは明らかである。

そして、人は、生存していくために飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が有害物質を含有するようなものであれば、たとえ有害物質の含有量が微量であっても、これを長期間にわたって飲用し続けることによって体内に蓄積され、健康を害し、生命・身体の完全を害することは明白であるから、人格権としての身体権の一環として、質量ともに生存又は健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される。そして、このような権利が侵害される蓋然性がある場合には、人の生命・身体に認められる価値の高さから、侵害の原因となる行為に公共性等が認められるとしても、上記行為の差止めを求められるというべきである。

イ この点、被告は、a地区の地下水は既に飲料には適さない状態にまで汚されており、また、a地区には既に水道が引かれており、多くの住民が水道を利用している状況にあって、水道への切替えが容易なのであるから、地下水を利用する必要性はないし、利用すべきではない旨主張するところ、a地区の住民において水道水を利用している者が多いこと、原告らの一部が利用する井戸の水質調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を上回っている旨の結果が出ていることなど、これに沿うような事情もある。

しかし、上記水質調査は上記原告らの井戸のすべてにおいて実施したわけではない点において不十分であり（井戸の利用者に健康障害が発生したということを認めるに足りる証拠はない。）、また、上記6（1）ウのとおり、a地区の少なくとも半数はいまだに井戸水を利用していること、原告らは水道水よりも井戸水を利用することを望み、しかも、水道水を利用す

るには300万円程度の費用がかかること、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については地下水の水質保全のために窒素肥料の使用量や溶け出す量を減らす栽培法を作り上げる対処方法などがあること等にかんがみると、上記原告らが、人体に各種中毒症状を引き起こす有害物質（略）の混入しない井戸水を飲用水として利用する利益を保護する必要があるというべきである。したがって、上記原告らは、被告に対し、本件処分場の建設等の差止めを求めることができる。」とする。

（4）佐賀地裁平成20年6月27日諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件
判決

ア「本件においては、有明海という広大な海洋環境の変化が問題とされており、このような自然的環境に影響を与える自然的条件、社会的条件は多様であり、かつ、それらの条件が複雑に関係し合って環境の変化がもたらされ得るものであることは自明であるが、このような場合に、因果的連鎖を逐一証明することは不可能に近いから、因果関係の証明負担の軽減方法を検討する必要があり、その意味から、疫学的証明による方法は、因果関係の判断において、大いに参考になるものと考えられる。」

イ「以上によれば、現状において、中・長期開門調査を除いて、本件潮受堤防による影響を軽減した状況における観測結果及びこれに基づく科学的知見を得る手段は見出し難いにもかかわらず、漁民原告らにとって、被告管理に係る本件各排水門の操作を行うことができないのは明らかである上、多大な人員費用の負担を必要とする有明海の海況に関する詳細な調査を漁民原告らに要求することも酷に過ぎるから、漁民原告らに対し、本事業と有明海における環境異変等との因果関係の有無につき、これ以上の立証を求ることは、もはや不可能を強いるものといわざるを得ない。」

これに対して、被告は、本件各排水門を管理している上、信頼性の高い観測を行うための人員や費用を負担し得ることは明らかであり、また中・長期開門調査は、諫早湾内の流動を回復させるなどして本事業と有明海における環境変化との因果関係に関する知見を得るため

の調査として有用性が一応認められており、また、その実施についても様々な工事を伴うものの、不可能を強いるものではない。

このような諸事情に加えて、前記のとおり、第一次仮処分決定における抗告審や公調委からも、中・長期開門調査等の実施を求められていることに照らせば、とりわけ、原告らにおいて、中・長期開門調査時には潮流が回復してこれに関する知見が得られる見込みが高い湾外北側を除く諫早湾及び諫早湾近傍における流動に関連する環境変化のうち、現在の科学的知見に基づいても本件事業により生じた蓋然性が相当程度に立証されているものに関する限りは、被告が中・長期開門調査を実施して上記因果関係の立証に有益な観測結果及びこれに基づく知見を得ることにつき協力しないことは、もはや立証妨害と同視できると言っても過言ではなく、訴訟上の信義則に反するものといわざるを得ない。

したがって、上記の関係では、被告において、信義則上、中・長期の開門調査を実施して、因果関係がないことについて反証する義務を負担しており、これが行われていない現状においては、上記の環境変化と本件事業との間に因果関係を推認することが許されるものというべきである。」とする。

- (5) 福岡高裁平成22年12月6日判決 ((4)の判決の控訴審判決、確定)
「前記アからウまでの事実を総合すると、本件潮受堤防の締切りによつて予備的請求に係る一審原告らの漁業被害が発生した蓋然性が高いといふべきであり、経験則上、本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当である。」とする。
- (6) 以上のことより、判例の大勢は、施設の稼働の結果生ずる環境を通じた影響についての科学的知見が不明確であること、当該影響がいったん発生すると不可逆または深刻な損害を発生する可能性があること、および、科学的知見についての証拠が事業者側に偏在していることなどの事情のもとで、証明責任の公平な分担、負担の見地から、実質的に事業者側に主張立証責任を負わせる姿勢、立場を示しているのである。

本件においても、被告において、本件大深度地下工事、事業が、地上に影響を与える、原告らに実質的被害を生じさせないことを証明しない限りは、「権利侵害による実質的被害が生ずる高度の蓋然性」は存在すると認められるべきなのである。

第2 大深度地下法は違憲、無効である

1 被告の主張とその誤り

被告は、準備書面(1)60頁において「大深度法による所有権の制限は民法207条の「法令の制限」に該当する」と主張する。被告の主張は、民法207条「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」の「法令」に大深度法があたり、大深度法によって、原告らの土地所有権は制限され、被告が、原告ら所有土地の地下を使用、掘削することは、原告らの土地所有権を侵害するものではないとの趣旨と解される。

しかし、訴状6頁等でも明らかにしたとおり、

第一に、大深度法は、憲法29条、13条、31条に違反し、違憲無効である。

第二に、大深度法が違憲無効である結果、違憲無効の法律は、民法207条の「法令」にはあたらないから、原告らの土地所有権、使用権は、大深度法10条に基づく国交大臣の被告に対する使用認可処分によって制約されることはない。原告らが、被告による原告所有土地等の地下掘削、使用を甘受しなければならない理由、事情は全くない。

2 2022年(令和4年)2月16日衆議院予算委員会における国土交通大臣の答弁

(1) 2022年(令和4年)2月16日、衆議院予算委員会第8分科会において、齊藤鉄夫国土交通大臣は、笠井亮議員の質問に対し、次のとおり答弁した。

笠井議員「大深度地下法で地権者の同意も補償もなしに行うというもので、大臣は記者会見でも、この問題について大深度地下の使用認可の

制度というのは権利調整のルールを定めたものというふうに言われましたが、権利の調整と言いますけれども、それは地上への影響を与えないことが大前提のルールということではないでしょうか。」

斎藤国土交通大臣「大深度地下法、この法律に基づく使用認可制度は、公益性を有する事業のために国民の権利保護に留意しつつ、通常使用されない空間である大深度地下に使用権の設定を認めるというものでございます。お尋ねのような、大深度地下における工事について、地上に影響を与えないということを前提としたものではございません。」と。

政府、事業者は、大深度地下における工事等が、地表等に影響を与えないことを前提に、①土地所有者等の承諾なしに、②手続保障もないままにしかも、③補償もなく、人が所有等する土地の地下を無断で使用可能とする大深度法を制定したはずである。大深度地下における工事等が、地表等に影響を与えるのであれば、土地所有者等の承諾なしに、また、補償も手続保障もなしに、人が所有等する土地の地下を無断で使用できるとする（すなわち、土地収用法を潜脱する）大深度法は、憲法違反であり、制定できなかつたはずである。実際、2021年10月の外環道工事における陥没事故発生まで、政府、事業者側は、「大深度地下における工事、使用によって、地上への影響は生じないものと考えている」と説明、答弁してきた。

ところが、斎藤国交大臣の上記答弁は、「大深度地下における工事、使用の認可処分は、地上で生活等している人に影響を与えないことを前提に行うものではない」というのである。すなわち、大深度法は、大深度地下における工事、使用が、地上で生活等している人に影響を与えようが、与えまいが、国交大臣等が「公益性を有する」事業であると判断したならば、人の所有する土地の大深度地下を、当該土地所有者等の同意も、手続保障も、補償もなしに、無断で使用することを認可する法律であると、大臣は明言していると考えられるのである。

大深度法が正当性を有さない、存続し得ない法律であることを、大臣自身が認めているに等しいのである。

(2) たしかに、大深度法には、地表で生活等している人に影響を与えた

いように配慮するとの規定はあっても（5条、6条2項3号、14条2項7号、16条5号）、地表で生活等している人の安全、生活に影響を与えない、そのことを約束、保障するとの規定は全く存在しない。

ア すなわち、大深度法5条は、「大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならない。」と定めるのみである。安全の確保及び環境の保全に「配慮」すればよいのであって、「安全を確保し、及び、環境を保全しなければならない。」との規定にはなっていない。「特に」の文言はあるが、これは「配慮」にかかる修飾語であるから、安全の確保、環境の保全の確保を約束、保障するわけではない。

イ 次に、「基本方針」を定める法6条の第2項は、「基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。」とし、その第3号は、「安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」を掲げる。ここでも、「安全の確保、環境の保全」は配慮の対象に過ぎず、安全の確保、環境の保全確保を約束、保障するわけではない。

ウ さらに、事業者が提出する「使用認可申請書」に添付する書類に記載すべき事項を定めた法14条2項の第7号には、「事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類」が掲げられているが、「安全の確保及び環境の保全のための措置」を記載しても、その実効性を保障するものではない。

エ また、使用認可処分の要件について定めた法16条5号は、「事業計画が基本方針に適合するものであること。」と定めるのみで、事業計画が適合すべきは、「安全の確保及び環境の保全」ではなく、「基本方針」に過ぎないのである。

この点、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉規制法）と対比すると、大深度法の特徴は明確になる。

すなわち、原子炉規制法43条の3の6は、発電用原子炉（原子力発電所）の設置許可の要件として「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」を掲げ、明確に、「基準に

適合するものであること。」を要件として記している。すなわち、原子炉規制法は、「基準」を設けて、それに適合しなければ、原子炉設置許可を発出しないことを明確に定めているのである。

ところが、大深度法は、基準、要件を明確に定めず、「配慮」さえしていれば「使用認可」を発出するとの構造になっている。上記大臣答弁のとおり、大深度法が、「大深度地下における工事について、地上に影響を与えないということを前提としたものではございません。」という構造、性格を有することは、正にそのとおりなのである。人が所有し、使用する土地の地下を、第三者が使用するというにもかかわらず、地表で生活する当該所有者等の安全は、何ら保障されているものではないのである。

(3) しかも、事業者が人の土地を使用するにあたって、当該所有者等への事前説明、質問権の保障、意見表明の機会の保障等の手続保障について、大深度法は何ら定めていない。法19条は、「国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と定めるのみである。すなわち、大臣、知事が、必要があると認める場合のみに説明会の開催等を事業者に求めることとし、大臣、知事が、必要があると認めなければ、住民への説明会の開催等を行わなくともよいとしているのである。

また、法は、説明会の開催等まではまだ定めていても、住民の意見表明の機会の保障については、何ら定めていない。法18条が、関係行政機関の意見の聴取等については定めているのと、好対照である。

(4) さらに、大深度法は、32条「事業区域の明渡しに伴う損失補償」、37条「その他の損失補償」等の場合を除いては、土地の所有者等への補償を、不要としている。すなわち、大深度法は、憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」に違反し、土地収用法1条（「この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を

図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。」を潜脱してもいるのである。土地収用に対する補償制度が、明治憲法の時代から存在、実施されていたことを考えると、大深度法は、明治憲法下でさえ認められていた、財産権に対する正当な補償を無視する、暗黒の法律である。

(5) 以上のとおり、大深度法は、憲法のもとで保障された個人の尊重、幸福追求権のほかに、財産権、所有権（とりわけ、個人の尊厳、人の生存、平穏な生活に不可欠な生存権的財産権、所有権）を、適正手続の保障のないまま、無補償で奪うものであって、何重にも財産権を蹂躪、否定する憲法違反の法律であり、無効である。

以下では、最初に、大深度法制定の経緯、問題点を見、その後に同法の違憲性（民法の基本原則不適合性も含めて）を明らかにすることとする。

3 大深度法制定の経緯（土地（地下）の無償使用ありき）

(1) 1987年（昭和62年）8月25日、旧日本国有鉄道出身の参議院議員が、参議院運輸委員会で、次のとおり発言した。「現在の東京都の地下利用の状況というものを調べてみますと、大体30メートルから下というところで利用されているところはほとんどない。高層ビルの一部あるいは深井戸、さらには地下鉄が2、3カ所あるだけでございまして、いわばそれから下というものは無人の荒野に近い、こういったところが仮に私権を設定せずに利用できるとすると大変自由な公共活動、公共事業が実施できるわけでございます。」と（甲25）。

(2) 同年（1987年（昭和62年））、旧運輸省の総合的調査機関であった財団法人運輸経済研究センターが、「大深度地下鉄道の整備に関する調査研究報告書」（甲26）をまとめた。同報告書は、「土地臨調の設立にも見られるように、土地問題の解決は、焦眉の急となっており、新線建設への期待は今や社会的にも座視しえないものとなっている。そこで、運輸部門がこうした社会的要請に応えるため、早急に大深度における鉄道の建設技術、経済性、事故・災害の問題点等、種々の検討解決する観点から、大深度鉄地下鉄道の整備に関する調査を実施した。」「本調査においては、

各種検討課題に対して、法制面、技術面双方から専門家による詳細な検討を進めた結果、ある一定深度以下の地下利用について、公共性の高い鉄道を対象に「トンネル敷設権」というものを公企業特権の一種として創設が可能であるとの結論を得た。この「トンネル敷設権」が今後具体的な法制度として確立されることによって、今後の鉄道整備計画に画期的な影響を与えることとなる。」とした。

すなわち、この時点において、「新線建設への期待」、「大深度における鉄道の建設」、「ある一定深度以下の地下利用について、公共性の高い鉄道を対象に『トンネル敷設権』というものを公企業特権の一種として創設」するとの構想が、旧運輸省の関係機関から打ち上げられていたのである。

なお、1980年代、地下鉄半蔵門線九段地区での一坪共有地反対運動を経験して、土地収用法に頼っていたのでは、鉄道新線工事は、時間も費用も要する、そこで、①土地所有者等の同意なしに、②手続保障もせずに、しかも③補償もなしに、地下新線工事を実施できないかと旧運輸省関係者が企図したこと、上記報告書作成の背景の一つにあると考えられる。

(3) 翌1988年(昭和63年)、運輸省が、突然、同省所管の鉄道事業者に対して大深度地下を無償で使わせる特別法の必要性を唱え、単独の法案を発表した。同省の上記行動は、他の省庁を刺激し、各省が、独自の事業プラン、法案を発表した。当時はバブル経済期で、地価が高騰していたこともあり、ゼネコンを初め、大深度地下を新たな未開拓の土地空間「New FRONTIER」、ビジネスチャンスとして捉える動きも見られた。

(4) 同年(1988年(昭和63年))6月、「総合土地対策要綱」が閣議決定され、その中で、「都心部への鉄道の乗り入れや大都市の道路、水路等社会資本整備の円滑化に資するよう、大深度地下の公的利用に関する制度を創設するため、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進めること。」とされた。

(5) しかし、省庁間で、A 土地収用法と無関係の法律を作るべきか(旧運輸省)、B 土地収用法の特別法として作るべきか(旧建設省)、主張の調整が

つかず、翌1989年（平成元年）5月、法案の国会提出は断念された。他方、同年には、リニア中央エクスプレス国會議員連盟が創設された。

(6) その後、バブル経済崩壊とともに、大深度地下に対する関心は低下したが、1995年（平成7年）、リニア中央エクスプレス国會議員連盟の臨時総会で、臨時大深度地下利用調査会設置法制定推進が決議された。法成立を推進しようとする側が、法本体の制定ではなく、回り道をして、調査会設置法制定から再出発しようとしたものと考えられる。

(7) 同年（1995年（平成7年））6月、臨時大深度地下利用調査会設置法が制定された。

(8) 1995年（平成7年）9月、臨時大深度地下利用調査会が調査審議を開始した。

(9) 1998年（平成10年）5月27日、臨時大深度地下利用調査会が次の要旨の答申（以下、「調査会答申」という。）を行った（甲27の3頁）。

- ① 大深度地下の利用例はこれまで必ずしも多いとは言えないこと等から、特に安全の確保や環境の保全に関しては、できるだけ早い段階から十分に配慮する必要があること（原告ら注、あくまで「配慮」に過ぎない。）。
- ② 大深度地下は、土地所有者等による通常の利用が行われない空間であるので、必要性や公益性等が真に認められる事業については、良質な社会資本の効率的な整備に資するよう、国民の権利保護を図りつつ権利調整の円滑化に資する制度を導入すること（原告ら注、斎藤国土交通大臣の前述の国会答弁「大深度地下法、この法律に基づく使用認可制度は、公益性を有する事業のために国民の権利保護に留意しつつ、通常使用されない空間である大深度地下に使用権の設定を認める」と酷似しており、大臣答弁が調査会答申に忠実に沿ってなされていることがうかがえる。）。
- ③ 土地が公共性を有することについては異論のないところであるが、特に大深度地下は、大都市地域において残された貴重な空間であり、また、いったん施設を設置するとそれを撤去することが困難であること等から、適正な利用や計画的な利用が強く求められるものであること。

他方、調査会答申には、次のような特徴的な記載がなされている。

第一点は、「大深度地下であっても、土地所有者の所有権は及ぶ」との立場に立つことを明らかにしている点である。すなわち、調査会答申は、「大深度地下に土地所有権が及ばないとこととする考え方については、土地所有権の内容一般の問題として改めて検討することはともかく、大深度地下利用制度の一環として今回直ちに採用するべきではないと考えられる。」として（甲27の18頁(2)末尾）、「大深度地下に対しても、土地所有者の所有権は及ぶ」との立場に立つことを明らかにしたのである。

第二点は、調査会答申は、「私的な目的のための利用（社会資本整備事業以外による大深度地下利用）についても、無秩序な利用（乱開発等）は望ましくない上に、その利用が社会資本整備事業による利用を制約し、効率的な投資を妨げる可能性を否定できないので、公共の利益を損なうおそれのある不適正な施設の設置を抑制し、計画的な管理を図ることを可能にするような制度が求められる。」とまで述べ（甲27の19頁）、第三者が、土地所有者に無断で大深度地下を使用することを正当化するに止まらず、逆に、土地所有者による大深度地下の使用を、「社会資本整備事業以外による大深度地下利用」であるとして、これを制限しようとする姿勢さえ示しているのである。

（10）2000年（平成12年）5月19日、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（大深度法）が、土地収用法の特別法として制定された。

4 大深度法は憲法違反、無効である

（1）被告は、準備書面（1）60頁において「大深度法による所有権の制限は民法207条の「法令の制限」に該当する」と主張する。

しかしながら、憲法により保障された個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利（13条）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（25条）を脅かし、私有財産制度の中核をなす財産権（29条）を、適正手続の保障（31条）のないままに、しかも無補償で蹂躪する大深度法は、違憲であって、無効である。以下に、三つの観点から、この点を明ら

かにする。

- (2) 第一に、立法府といえども、財産権を制約することには限界がある。すなわち、国会が、財産権、所有権の内容を制約する法律を制定することは、無制限に行えるのではない。憲法が保障する個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利（13条）、財産権（29条）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（25条）、適正手続の保障（31条）、ならびに、憲法の上記条項、保障に基づいて、憲法と一体となって民法が保障する個人の尊厳（2条）、信義（1条）、身体および自由（709、710条）の権利、及び、判例法も含めて形成された平穏な生活を侵害する法律は、国会といえども、制定することは許されないのである。人は、誰でも、自己が所有等し、居住する住居等で、安心して平穏な生活を営む権利を有する。人にとって、住居は、休養し、睡眠し、食事を摂り、思索し、明日への鋭気を養い、活動のエネルギーを蓄え、病気等で疲れた精神、身体を癒し、家族と団欒の時を過ごし、読書、映画鑑賞等を行い、次世代を育て、高齢、障がいを持った人を介護し、離れて暮らす親、子や孫等、親族、友人等の訪問を受け、互いの安否を確認し、楽しいひと時を過ごす、生活、人生にとってかけがえのない貴重な場所、空間である。また、住居が仕事場であって、そこで生活の糧を得る場合もある。それにもかかわらず、第三者が、その住居、敷地等の地下を、人が通常使用しない空間、大深度地下であるとして、地上を使用し、生活等している人等の生命、健康、生活に影響を与えないとの保障を何ら行わないままに、本人の承諾もなく、適正手続の保障も行わないままに、さらに、補償も行わず、無断で使用権を設定し、使用することは許されないのである。これを可能とする法律は、日本の憲法（民法の基本原則も含む。）のもとでは決して許容されず、国会といえども制定することは許されないのである。どのように理不尽で、憲法違反の法律であろうと、国会は制定でき、一旦、法律が成立すれば、民法207条（「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」）に基づき、土地の所有権は制限されるなどということはあり得ないのである。また、憲法29条2項（「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」）に基づいて、財産権は法律で内容を確定できるのであるから、どのような法律であろうと、制

定してしまえば、当該法律は憲法29条1項「財産権は、これを侵してはならない。」に違反しないなどという論理も成り立たない。

1776年に採択され、アメリカ独立宣言にも影響を与えたとされるバージニア権利章典第1条は、「すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の奪うことのできない権利を有する。すなわち、財産を所得所有し、幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利」を有するとしている。

1789年のフランス人権宣言（「人間と市民の権利の宣言」）第17条も、「所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、それを奪われない。」と宣言する。

このように、「財産を所有する権利」と、「幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利」とは同列、同価値である。財産権は、幸福、安寧、生命及び自由を享受する権利なのである。日本国憲法で言えば、13条（「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」）と29条（「財産権は、これを侵してはならない。」）とは、同列、同価値なのである。したがって、「個人としての尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利」を侵害する財産権制限の立法を行うことは、国会といえども決して許容されないのである。

この点、最高裁大法廷昭和62年4月22日判決は、「近代市民社会における原則的所有形態」を否定する法律の規定は、違憲であって、その効力は有しないとしている。同判決は、持分価額2分の1以下の共有者に対し、民法256条1項の分割請求権を否定した森林法186条本文が違憲であると認め、次のとおり述べる。

「一 憲法29条は、1項において「財産権は、これを侵してはならない。」と規定し、2項において「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮

して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至ったため、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができるのである、としているのである。

二 財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、右のとおり立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありますのである。したがつて、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであつても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である（略）。

三 森林法186条は、共有森林につき持分価額二分の一以下の共有者（略）に民法256条1項所定の分割請求権を否定している。

そこでまず、民法256条の立法の趣旨・目的について考察することとする。共有とは、複数の者が目的物を共同して所有することをいい、共有者は各自、それ自体所有権の性質をもつ持分権を有しているにどまり、共有関係にあるというだけでは、それ以上に相互に特定の目的の下に結合されているとはいえないものである。そして、共有の場合にあっては、持分権が共有の性質上互いに制約し合う関係に立つため、単独所有の場合に比し、物の利用又は改善等において十分配慮されない状態

におかれることがあり、また、共有者間に共有物の管理、変更等をめぐって、意見の対立、紛争が生じやすく、いったんかかる意見の対立、紛争が生じたときは、共有物の管理、変更等に障害を來し、物の經濟的価値が十分に實現されなくなるという事態となるので、同条は、かかる弊害を除去し、共有者に目的物を自由に支配させ、その經濟的効用を十分に發揮させるため、各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができるものとし、しかも共有者の締結する共有物の不分割契約について期間の制限を設け、不分割契約は右制限を超えては効力を有しないとして、共有者に共有物の分割請求権を保障しているのである。このように、共有物分割請求権は、各共有者に近代市民社会における原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、右のような公益的目的をも果たすものとして發展した権利であり、共有の本質的属性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至ったものである。

したがって、当該共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当し、かかる制限を設ける立法は、憲法29条2項にいう公共の福祉に適合することを要するものと解すべきところ、共有森林はその性質上分割することのできないものに該当しないから、共有森林につき持分価額2分の1以下の共有者に分割請求権を否定している森林法186条は、公共の福祉に適合するものといえないときは、違憲の規定として、その効力を有しないものというべきである、とする。

すなわち、最高裁は、「近代市民社会における原則的所有形態」を否定する法律の規定は、違憲であって、その効力を否定する判断を示しているのである。

上記最高裁判決がいう「近代市民社会における原則的所有形態」は、共有物分割請求権が保障されている状態に限られない。憲法13条の個人の尊重の保障、生命、自由及び幸福追求に対する権利の保障、憲法31条の適正手続の保障、及び、憲法29条3項の「正当な補償」も、「近代市民社会における原則的所有形態」に含まれるものと解される。憲法29条1項の財産権の保障は、憲法13条の個人の尊重の保障、生

命、自由及び幸福追求に対する権利の保障と一体として捉えられるべきものである。

なお、上記のとおり、民法が保障する個人の尊厳（2条）、信義（1条）、平穏な生活、身体、自由（709、710条）も、憲法の上記各条項と一体となって憲法秩序を構成し、「近代市民社会における原則的所有形態」に含まれるものと解される。

よって、「近代市民社会における原則的所有形態」を侵害する大深度法は憲法違反、無効である。

なお、訴状13頁以下でも明らかにしたとおり、被告による本件事業は、需要が存在せず、計画は無謀、危険であって、自然環境をも破壊し、「公共の福祉」には全く適合しない。

（3）第二に、適正手続の保障もないままに、財産権を蹂躪する点においても、大深度法は違憲であって、無効である。

ア 憲法31条の適正手続の保障は、人の財産権の保障、行政手続にも及ぶというべきである。最高裁平成4年10月29日伊方原発訴訟判決も、「行政手続は、憲法31条による保障が及ぶと解すべき場合であっても」との表現を用いて、行政手続へも憲法31条による保障が及ぶことを否定していない。ましてや、大深度法においては、人の所有する土地の、当該所有者等の所有権等が及ぶ場所の一部を使用、掘削し、そこで生活する人の、平穏な生活を奪いいるのであるから、憲法31条の適正手続の保障が及ばないなどということは、およそ考えられないところである。適正手続の保障なしに、財産権、平穏な生活が奪われ、制約を受けるのでは、財産権が保障されたことにならないのである。

イ しかるに、大深度法は、事業者が人の土地を使用しようとするにあたって、当該所有者等への事前説明、質問権の保障、意見表明の機会の保障等の手続保障について、何ら規定を設けていない。法19条は、「国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができ

る。」と定めるのみである。すなわち、大臣、知事が、必要があると認める場合のみに説明会の開催等を求ることとし、大臣、知事が、必要があると認めなければ、所有者等、住民への説明会開催等は、行わなくともよいとしているのである。

また、法は、説明会の開催の可能性等まではまだ定めていても、所有者等、住民の意見表明の機会の保障、それに対する事業者の応答を求める権利の保障、それに対しさらに所有者等、住民から反論し、議論を行う権利の保障（対審制の保障）等については、何ら定めていない。

以上、適正手続の保障もないままに、財産権を蹂躪する点においても、大深度法は違憲であって、無効である。

(4) 第三に、無補償のまま財産権を蹂躪する点においても、大深度法は、違憲であって、無効である。

1998年(平成10年)5月の、臨時大深度地下利用調査会答申(「調査会答申」、甲27の25頁)は、「大深度地下の定義に照らせば、大深度地下を使用する権利の取得に関する補償については、不要であると推定される」と言い切る。もともと、1987年(昭和62年)の、財団法人運輸経済研究センターの報告書(「大深度地下鉄道の整備に関する調査研究報告書」、26)に、ある一定深度以下の地下利用について、公共性の高い鉄道を対象に「トンネル敷設権」というものを公企業特権の一種として創設」と謳うような構想であるから、個人の土地(の地下)を無償で使用しようとの観念に基づいており、個人の土地(の地下)使用に対して、「正当な補償」を行おうという意図などなかったものと考えられる。

実際、大深度法は、32条「事業区域の明渡しに伴う損失補償」、37条「その他の損失補償」等の場合を除いて、土地の所有者等への補償を不要としている。これでは、大深度法は、憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」に違反し、また土地収用法1条(「この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。」)をも無視、潜脱してい

るのである。土地収用に対する補償制度が、明治憲法の時代から存在、実施されていたことを考えると、大深度法は、明治憲法下でさえ認められていた、財産権に対する正当な補償を無視した時代錯誤の法律なのである。

いずれにしても、無補償のまま財産権を蹂躪する点においても、大深度法は、違憲であって、無効である。

5 大深度法は民法違反（所有権等侵害）でもある

(1) 前項でも明らかにしたとおり、大深度法は憲法違反、無効であり、民法が保障する所有権等（借地権、借家権も含む。）を侵害するものである。

したがって、大深度法を理由に、原告らが所有等する土地の地下を掘削し、使用することは、原告らの土地所有権等（借地権、借家権も含む。）を侵害するものであって、原告は被告に対し、所有権等（借地権、借家権も含む。）に基づく妨害排除請求権を有する。

(2) 大審院昭和10年10月5日宇奈月温泉事件判決は、宇奈月温泉において、7.5 km 先にある黒薙温泉から地下に埋設させた木製の引湯管を用い、湯を引いていたところ、同引湯管は、大正6年に A 社が当時の価格で 30万円を費やし、埋没させる土地の利用権を有償ないし無償で獲得して完成させたものであった、しかし、同引湯管は、途中で利用権を得ていない甲土地を2坪分だけ経由していた、同土地は、B の所有する112坪の乙土地の一部であるが、112坪の乙土地全体が、利用が非常に難しい急傾斜地にあった、その後、B は、引湯管が経由している2坪を含めた112坪の乙土地全体を、1坪あたり26銭で X に売却していた。乙土地を買った X は、不法占拠を理由に、引湯管を引き継いだ黒部鉄道に対して引湯管を撤去するか、さもなければ乙土地の周辺の土地を含めた計3000坪を1坪7円、総額2万円余りで買い取るよう求めたという事案であるが、大審院は、温泉引湯のための樋管の敷設が、土地所有権に対する侵害ではあるが、之に因る損害は微少であって、しかも、侵害除去の為莫大な費用を要すべき場合において、第三者が不当な利得を企図し、敷設後10年を経て殊更侵害に關係ある土地を買収した上、所有者として侵害者に対し侵害の除去を迫ると同時に該土地等を不相當に巨額の代金を以て買取るべき

旨を要求し、他の一切の協調に応じないと主張するような事情があるときは、所有権の行使たる外形を構えるに止まり、その実体は不当な利益追求のため所有権をその手段に供するものであるから、侵害除去の請求は正当な利益を缺くものとして之を棄却すべきである旨判示した。

しかし、本件においては、損害は微少でなく、原告らが不当な利得を企図しているものでもないから、原告の請求が「権利の濫用」にあたることはあり得ない。原告らは、土地所有権等に基づいて、被告に対し、妨害排除、同予防請求権を有しているのである。

以上